

川崎市特別融資制度推進会議設置要領

(目的)

第1条 川崎市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るため、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- ① 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ② 農業経営改善促進資金
- ③ 認定農業者育成確保資金
- ④ 青年等就農資金
- ⑤ 農林漁業施設資金（スーパーW資金）
- ⑥ その他会長が必要と認める資金

(所掌事務)

第2条 推進会議は、農業経営改善計画の認定を受けた農業者等から農業経営基盤強化資金等の借入れ申込みのあったときは、速やかに資金利用計画の認定審査を行う。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる機関、団体をもって構成する。

(行政機関等)

- ① 川崎市経済労働局都市農業振興センター
- ② 川崎市農業委員会
- ③ 神奈川県横浜川崎地区農政事務所
- ④ 神奈川県農業技術センター横浜川崎地区事務所

(融資機関・保証機関)

- ⑤ セレサ川崎農業協同組合
- ⑥ 神奈川県農業信用基金協会
- ⑦ 神奈川県信用農業協同組合連合会
- ⑧ 株式会社日本政策金融公庫

(その他)

- ⑨ その他会長が必要と認める機関、団体

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、川崎市経済労働局都市農業振興センター所長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、必要に応じて随時推進会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する職員が会長の職務を行う。

(事務局)

第5条 事務局は、経済労働局都市農業振興センターに置く。

(協議決定等)

第6条 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、借入申込案件の協議決定等に当たっては、原則として、(1)の方法によるものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合は、(2)の方法によるものとする。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

(2) 次に掲げる事項

ア 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

イ 事務局は、利子助成等を行う神奈川県及び川崎市（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(4)の神奈川県による確認書又は第3の1の(4)の神奈川県による意見書（以下「意見書等」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書等が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

2 1の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。

(1) 借入額が1億5千万円（法人にあっては5億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の4の(1)のイに規定す

る場合

- (2) 認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合
ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に定める資金をいう。）の借入額が 3,700 万円を超える場合
イ 意見書等が付されなかった場合又は付された意見書等の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- 3 1 の(1)により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号) 第 2 条の 5 の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号) 第 3 条第 1 項の認定に係る果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- 4 3 の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
 - (1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
 - (2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

- 2 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

附 則

この要領は、平成 7 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 4 日から施行する。